

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月22日

岩手県議会議長 伊藤 勢 至

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項各号及び前項に規定する勤務時間中に<u>午後零時15分から45分の休憩時間並びに正午から、及び午後3時から15分ずつの休憩時間を置く。</u></p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間等)</p> <p>第5条の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第9条の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に前条第3項の規定による休憩時間<u>及び休息時間を置く。</u></p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項各号及び前項に規定する勤務時間中に<u>正午から45分の休憩時間を置く。</u></p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間)</p> <p>第5条の2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第9条の2の規定に基づき割り振られた勤務時間中に前条第3項の規定による休憩時間を置く。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。